令和 4 年 9 月 23 日
営業部・注文住宅部

注文住宅部が分譲の土地をつけた場合の規定について

担当については、下記の通り、定める。
・注文住宅部が分譲地で契約した場合、土地契約に必要な業務を注文住宅部の当該担当者が行う。

記

1. 目的:
   営業工数を無駄にしないように、各営業の生産性を重視するため。
2. 背景(根拠):
   不動産流通課が、分譲土地をつけた場合、以前は建物担当として分譲営業が入っていたが、後工程の工数がとられるということもあり、流通課の営業が反響から引渡しまでの業務を 1 人で行うようになった。(契約書作成、重説は秋田さん)
   注文住宅部についても現在は同様に土地担当を分譲営業が担当しているが、今後は不動産流通課と同じやり方で問題ないため。
3. 規定:
   対象: 注文住宅部の分譲地土地付けをした場合の土地担当
   現在:土地担当を分譲営業　　歩合:土地価格×0.3%
   ↓
   今後:土地担当は注文住宅部が担当　　歩合:土地価格×0.15%

以 上